

令和元年7月1日

会員・賛助会員の皆様へ

無人ヘリコプター、マルチローター製造会社の皆様へ

農薬会社の皆様へ

都道府県協議会の皆様へ

一般社団法人農林水産航空協会

無人航空機を利用した空中散布に関する制度変更への
対応について

平素から、無人航空機による病虫害防除の適正、安全な実施にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、近々、無人航空機を利用した農薬の空中散布に関する制度が大幅に変更されることが見込まれています。

当協会としましては、空中散布の安全運航、農薬の適正使用を推進するため、次のように対応することといたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

無人ヘリコプターについては、現在の枠組みが継続されると聞いており、当協会は、引き続き、農林水産省に登録認定等機関の登録申請を行います。今後とも、性能確認、機体登録、整備点検、技能認定、代行申請等の業務を行います。

一方、マルチローターについては、農林水産省の登録認定等機関の業務

としてではなく、自主事業として、次のように対応します。

1. 農林水産航空協会の性能確認について

- (1) 協会は、今後も飛行・散布機能の性能確認を継続して実施します。
- (2) 協会は、性能確認した機種については、国土交通省ホームページ掲載無人航空機となるよう、製造業者とともに、国土交通省に働きかけます。
- (3) 協会が性能確認した機種については、今後も代行申請を受け付けます。
- (4) 協会は、機体、散布装置の登録、定期点検について今後も継続して実施します。
- (5) 協会は、整備事業所、整備士の認定について今後も継続して実施します。

2. 農林水産航空協会の指定教習施設について

- (1) 協会は、従来どおり、「産業用マルチローター教習施設指定基準」並びに「産業用マルチローターオペレーター技能認定基準」に基づき、教習施設の指定並びにオペレーターへの技能認定証交付等の事務手続きを行います。
- (2) 協会は、国土交通省航空局安全部運航安全課長通知「航空局ホームページに掲載する無人航空機等の操縦者に対する技能認証等を実施する団体等の確認手続きについて」に基づき、令和元年7月1日、国土交通省航空局ホームページに掲載される「管理団体」になりました。
それに伴い、指定教習施設は、指定後1年以上経過若しくは1年

未満であっても100人以上の講習実績がある場合に「講習団体」として扱われることとなります。

- (3) このため、協会が管理する指定教習施設が「講習団体」の要件を満たすために、「産業用マルチローター教習施設指定基準」及び「産業用マルチローターオペレーター技能認定基準」について、教習カリキュラム、技能認定証様式等を変更し、定期的査察を追加する一部改正を行います。

3. 農林水産航空協会が発行する技能認定証について

- (1) 令和元年7月1日以前交付の技能認定証は引き続き有効です。
- (2) 令和元年7月1日以降は、2.(2)で示した「講習団体」に該当する指定教習施設で受講された場合は、新様式の技能認定証を交付します。「講習団体」に該当しない指定教習施設で受講された場合は、従来様式の技能認定証を交付します。
- (3) 今後、令和元年7月1日以前交付の技能認定証を所持している方に対して、指定教習施設が「講習団体」に該当する場合は、新様式の技能認定証に順次切り替えます。指定教習施設が「講習団体」に該当しない場合は、「講習団体」になった時点で新様式の技能認定証に順次切り替えます。

4. 農林水産航空協会が行う航空法に基づく許可・承認の代行申請について

- (1) すでに許可・承認書を取得している防除計画（平成31年3月1日～令和2年2月29日）、教習計画及び整備計画（平成30年12月

10日～令和元年12月9日)は、制度変更日以降、再申請は要しません(3か月ごとの実績報告も要しません)。

- (2) 制度変更日から令和2年2月29日までの間に(教習施設又は整備事業所にあつては、令和元年12月9日までの間に)、新たに飛行を開始する、または、機体を追加する場合には、変更申請ではなく、新規の個別申請として代行申請を受け付けます。

この場合には、3か月ごとの実績報告(飛行記録と地図)が必要となります。

- (3) 来年の防除計画(令和2年3月1日以降)、教習計画及び整備計画(令和元年12月10日以降)の代行申請は、引き続き依頼を受け付けます。

この場合、期間中の操縦士等の変更申請、3か月ごとの実績報告が必要となります。また、当協会の事務処理に時間を要することを了解していただきます。

- (4) そのほかいろいろな場合分けが想定されますので、今後、農林水産航空協会が代行申請を受け付ける場合の詳細な「代行申請受付要領」(仮称)を策定してお知らせします。

- (5) なお、個人で、またはディーラーの代行で個別に電子申請を行うことも可能です。

5. 空中散布用農薬の効果・安全性確認試験の受託の推進

高濃度希釈倍率への登録変更申請に必要な薬害試験をはじめ、薬効試験、作物残留試験について、従来の受託試験の仕組みを活かしつつ、農薬メーカー、各都道府県の植物防疫団体、無人航空機運航会社等と連絡を取

り、試験設計・調整のコーディネーター役を担います。

当協会の農林航空技術センターにご相談下さい。

6. 都道府県協議会との連携

協会は、今後、農林水産省及び国土交通省から発出されることが見込まれる空中散布安全ガイドライン、両局長通知、飛行マニュアル等を踏まえて、無人ヘリコプターとマルチローターの安全対策マニュアルを改訂して、各都道府県協議会、植物防疫協会等に活用していただく方針です。

今後とも、空中散布の安全運航、農薬の適正使用の推進のため、都道府県協議会等と連携をとって推進して参ります。

以上です。

ご不明の点は、農林水産航空協会の五月女常務理事、又は、福盛田事務局長までお問い合わせください。（電話 03-3234-3380）